

1. 計画の概要

1.1 概要

- ◆社会情勢の変化⇒千代田区スポーツ振興基本計画（平成20年3月策定）中間見直し
- ◆『スポーツ振興法(昭和36年制定)』から『スポーツ基本法(平成23年制定)』へ
- ◆築40年経過したスポーツセンターの更新
- ◆改定スポーツ振興基本計画は、(改定)千代田区第3次基本計画の分野別計画
- ◆計画期間は平成25年度から29年度

1.2 計画改定の趣旨

スポーツは、スポーツそのものを楽しむこととともに、スポーツを通して、心身の健康の保持、ルールの順守、相手に対する敬意、よき仲間との出会いなど、様々なはたらきを持っています。

千代田区では、平成20年3月に区における生涯スポーツ社会の実現に向けて、『スポーツがはぐくむ、豊かな“こころ”と“からだ”。スポーツがつなぐ、“ひと”と“地域”』を基本理念とする「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定し、総合型地域スポーツクラブの設立など様々な事業を展開してきました。

我が国のスポーツは、昭和36年に制定されたスポーツ振興法により進められてきましたが、制定から50年が経過し、スポーツが広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、スポーツにおける国際交流などスポーツを巡る状況は大きく変化してきました。こうした状況を踏まえ、平成23年にスポーツ基本法が成立しました。スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であると位置づけました。そのうえで、スポーツを、青少年の健全育成、地域社会の再生に寄与、心身の健康の保持増進、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものとしています。

一方、千代田区では、ファミリー世代の増加により、高齢化率は横ばいの状態が続いていますが、高齢者人口は着実に増加しています。子どもたちの体力は向上の兆しがあるものの、20代のスポーツ実施率は低下しています。さらに、スポーツセンターは築40年を経過し老朽化が進んでいることから、新たなスポーツセンターの設置に向けた準備を行う時期が来ています。

こうした状況を踏まえ、千代田区では、子どもから高齢者まで、すべての区民がスポーツに親しむ環境を整備することで、身近なところにいつもスポーツがある生活、区民が自発的にスポーツを楽しむ生活の中で、千代田区ならではの「スポーツ文化」を育み、その文化を未来につなぐために、改定スポーツ振興基本計画を策定します。

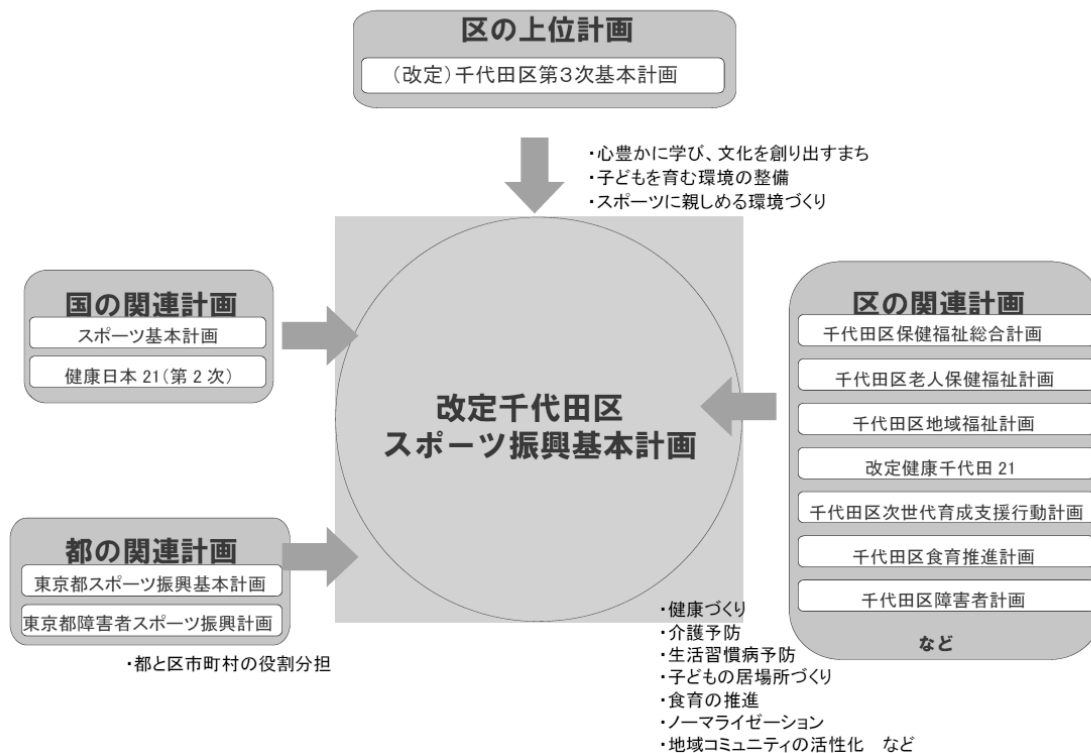
1.3 計画の位置づけ

本計画は、千代田区の将来像を示した「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」と、その道すじを具体化するための「(改定)千代田区第3次基本計画」における分野別推進計画として位置づけています。

また、「千代田区保健福祉総合計画」、「千代田区地域福祉計画」、「千代田区老人保健福祉計画」、「千代田区障害者計画」、「千代田区次世代育成支援行動計画」、「改定健康千代田21」、「千代田区食育推進計画」などでは、健康づくり、介護予防、生活習慣病予防、子どもの居場所づくりなどについての指針が示されています。

本計画では、これらの当区の上位計画、関連計画で示された指針や方向性を考慮しつつ、当区において急速に進む少子高齢社会の到来や、地域社会を支える団体等との協働といった特徴等を踏まえ、千代田区の地域特性を取り込み、千代田区におけるスポーツ振興を推進するため、スポーツ基本法第10条に規定する「地方スポーツ推進計画」として策定するものです。

さらに、本計画の策定に当たっては、国や東京都の上位計画や関連計画との整合性を図ります。国の上位計画・関連計画としては「スポーツ基本計画」(平成24年3月 文部科学省策定)、「健康日本21(第2次)」(平成24年7月 厚生労働省策定)があります。これらの計画では、子どもの体力向上、高齢者の体力づくり、生活習慣病の発症予防、健康寿命の延伸などが示されています。また、東京都の「東京都スポーツ振興基本計画」(平成20年7月 東京都策定)、「東京都障害者スポーツ振興計画」(平成24年3月 東京都策定)に示された、都と区市町村の役割分担等を踏まえて、本計画を策定・推進します。



1.4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。また、平成 29 年度までの具体的な数値目標を設定します。

1.5 計画の全体像

計画の全体像は、以下のとおりです。

図表 1-1 千代田区スポーツ振興基本計画の全体像

